

がんばる養殖支援事業実施要領

1 趣旨

この要領は、がんばる養殖支援事業費補助金交付要綱（令和5年7月26日付第202300096840号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき、がんばる養殖支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本県では、平成23年にギンザケ養殖の美保湾進出を契機に、地下海水を活用した陸上養殖業者の県内誘致に力を入れるなど、第8次鳥取県栽培漁業基本計画（令和4年7月22日付第202200092687号農林水産部長通知）で養殖振興を本県栽培漁業の新たな柱の一つに位置づけ、養殖用種苗生産技術及び養殖技術の開発、現場での普及指導等に取り組んできた。

この事業は、養殖生産ロットを増やすために技術の新旧に関わらず養殖や蓄養の省力化、効率化及び生産量増大を図り、ひいては経営強化に取り組もうとする意欲のある県内養殖業者が作成した、がんばる養殖プラン（以下「プラン」という。）を認定し、新たな施設・機械整備を支援することで、消費者ニーズに対応する水産物の安定供給及び競争力のある産地づくりの推進に資することを目的とする。

3 プランの要件

認定の対象となるプランは、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) プランの内容が、技術の新旧に関わらず養殖や蓄養の省力化、効率化及び生産量増大を図り、取組の結果、経営強化が図られるものであること。
- (2) プランに掲げた目的及び計画の内容が具体的で、かつ実現可能なこと。
- (3) プランの実行により、本県水産業の振興、地域の活性化にメリットがあること。
- (4) プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であり、特に行政による支援が必要なものについては、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであること。
- (5) プランの実行にあたり利害関係者と調整が必要である場合は、事前に調整が図られていること。
- (6) 機械等の整備は、既存機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。
- (7) プランの期間は3年とする。なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで毎年度の目標を設定すること。

4 プランの内容

認定するプランは、養殖施設整備及び機器購入による省力化、効率化、生産量増大を図り、経営強化に繋がる取組であり、生産量及び生産額について、プラン終了年度の翌年度まで毎年度の計画を作

成すること（プランに掲げる目標と重複することができる。）。

5 プランの作成者

- (1) プランの作成者は、鳥取県内に所在し、かつ鳥取県内で既に養殖業及び蓄養を自ら営んで養殖生産し、少なくとも1回以上の出荷、販売実績のある個人または法人とする。
- (2) 法人のうち漁協においては、プランにおいて支援を受ける最終の受益者とする。
- (3) 陸上養殖業者においては、農林水産大臣に届出養殖の開始届出書の提出を行っている者であること。

6 プラン認定申請の手続等

- (1) プランの作成者は、関係市町村長へプランを提出し、プランについての同意を得るものとする。
- (2) 市町村長は、プランの内容を適当と認め、当該プランに同意したときは、プランに対する意見を添え、その旨をプランの作成者へ通知するものとする。
- (3) プランの作成者は、市町村長の同意が得られたプランに別記様式1を添付して、以下のとおり水産振興局長（以下「局長」という。）へ提出し、認定の申請を行うものとする。
- (4) プランの申請は随時とする。

7 プランの認定

- (1) 局長は、がんばる養殖プラン審査会（以下「審査会」という。）を設け、3のプランの要件に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について意見を聞くものとする。
- (2) 局長は、審査会の意見に基づきプラン認定の適否を決定し、その結果を該当する市町村長及びプランの作成者に通知するものとする。

8 支援体制

- (1) 県及び公益財団法人鳥取県栽培漁業協会は、市町村と相互に連携し、養殖業及び蓄養の生産量増大及び省力化等に取り組もうとする個人または養殖業を営む法人のプラン作成や実施において必要な助言及び協力を行うものとする。
- (2) 県及び公益財団法人鳥取県栽培漁業協会は、プランの作成者がプランを遂行するにあたり、効率的な事業進行ができるよう、必要に応じて養殖技術について助言する。

9 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、局長が認定したプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費について、要綱に定めるところにより補助するものとする。

10 支援事業

支援事業の実施期間は3年以内とし、支援事業の対象は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないものであって、他の事業計画認定を受けている場合は当該計画との整合性が認められるもの。
- (2) 助成対象となる単年度当たり総事業費の上限は、個人で9,000千円、法人で24,000千円とし、3年間の総計は、個人で27,000千円、法人で72,000千円とし、これを超える事業費は助成対象外とする。
- (3) 助成対象経費は、プランの実施に必要な養殖施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの。）に係る経費とする。
- (4) 不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関する事業は対象としない。

11 成果の発表

県は、事業の成果について必要があると認めるときは、プランの作成者に発表させることができる。

12 プラン実施状況の報告

- (1) プランの作成者は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等を別記様式2により、翌年度5月20日まで市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに局長に提出するものとする。
- (2) (1)の市町村からの報告を受けた局長は、その内容を関係機関と共有し、課題解決等の支援を行うものとする。
- (3) (1)の報告は、認定を受けたプランの目標年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は7割になるまでとするが、支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

13 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業の追加を伴うものやプランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、局長に変更の認定を受けるものとする。
- (2) 7の規定は（1）の変更認定について準用する。

14 その他事業実施上の留意点

- (1) プランの作成者は、本事業を実施する場合、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努める等により、徹底した事業費の低減及び低コスト化が図られるよう努めるものとする。

- (2) プランの作成者は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認を必要とするときは、プランの作成者等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (4) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

別記様式1

がんばる養殖プラン認定に係る申請書

年 月 日

プラン名

鳥取県農林水産部水産振興局長 様

申請者 住 所
氏 名

別添のとおり、プランを添えて認定に係る申請を行います。

なお、プランの認定後は、がんばる養殖支援事業実施要領の12に基づくプラン実施状況の報告について、規定のとおり提出することに同意します。

がんばる養殖プラン

1 プラン名

2 プランの作成者名

3 住 所

4 現状と課題

(養殖場設立からこれまでの生産及び経営状況と課題について記述してください。)

5 プランの目標

目標生産量及び生産額 (プラン策定時から3年後までの目標値)

令和 年度 (プラン策定時)	令和 年度 (プラン1年目)	令和 年度 (プラン2年目)	令和 年度 (プラン3年目)
【生産量 (t)】	【生産量 (t)】	【生産量 (t)】	【生産量 (t)】
	(%)	(%)	(%)
【生産金額 (円)】	【生産金額 (円)】	【生産金額 (円)】	【生産金額 (円)】
	(%)	(%)	(%)

- (1) 具体的な取組内容欄は、プランの目標項目数に合わせて追加すること。
- (2) 生産量及び生産額の目標値をプラン策定時から3年後まで記載し、下段にプラン1年目は策定時に対する、プラン2年目以降は前年に対する割合 (%) を括弧書きで記載すること。
- (3) 複数魚種を生産している場合は生産量及び生産金額を魚種別に分けて記載し、合計生産量を合計生産金額の欄を設けて記載すること。

6 プラン達成に向けた課題（がんばる養殖支援事業で解決する課題）

No.	課題	課題の内容
1		
2		
3		

※課題の項目数に合わせて追加すること

7 課題の解決に必要な施設、設備について

課題No.	必要な施設・設備	施設、設備の詳細及び必要性

- (1) 解決すべき課題の項目数に合わせて追加すること
- (2) 施設、設備の詳細が分かる設計図、カタログ、見積書等の資料を添付すること

8 施設、設備の整備計画（3年プラン）

（単位：円）

具体的な取組内容	令和 年度 (プラン1年目)	令和 年度 (プラン2年目)	令和 年度 (プラン3年目)
(例) ○○整備			
合計			

- (1) 具体的な取組内容欄は、プランの目標項目数に合わせて追加すること
- (2) 整備年度に整備費を記載すること

別記様式2

令和 年度がんばる養殖プランの実施状況報告書

1 プラン名

2 プランの作成者名

3 住 所

4 プラン認定年月日

5 支援事業の実施状況

(施設、設備の整備状況等を記載)

6 プランに掲げた目標に対する達成状況

具体的な取組内容 (項目)	目 標 及 び 実 績 (生産量/生産額)				
	令和 年度 (プラン策定時)	令和 年度 (プラン1年目)	令和 年度 (プラン2年目)	令和 年度 (プラン3年目)	令和 年度 (終了1年目)
	【生産量 (t)】	【生産量 (t)】	【生産量 (t)】	【生産量 (t)】	【生産量 (t)】
		(%)	(%)	(%)	(%)
	【生産額 (円)】	【生産額 (円)】	【生産額 (円)】	【生産額 (円)】	【生産額 (円)】
		(%)	(%)	(%)	(%)

(1) 具体的な取組内容欄は、プランの目標項目数に合わせて追加すること

(2) プラン策定時に目標欄の上段に目標値を、プラン実施状況の報告時に下段に実績値を記載し、目標値に対する割合 (%) を括弧書きで記載すること

7 支援事業により導入した機械等の利用実績

機械、施設名	導入 年度	利 用 予 定 及 び 実 績			
		令和 年度 (プラン1年目)	令和 年度 (プラン2年目)	令和 年度 (プラン3年目)	令和 年度 (終了1年目)

- (1) 機械、施設名欄は、導入した機械等の数に合わせて追加すること。
- (2) 当該報告年度欄に利用実績（機械、施設の利用日数等）を記載すること。
- (3) 利用していない場合は欄外にその理由を記載すること。